

※ 保存期間30年(令和13年12月31日まで)

○徳島県警察ブロック別警察署長会議実施要領の制定について(通達)

(昭和48年3月22日徳務第136号)

効果的な広域警察活動体制を確立するために次のとおり徳島県警察ブロック別警察署長会議実施要領を制定し、昭和48年4月1日から実施することとしたので運営上遺憾のないようにされたい。

徳島県警察ブロック別警察署長会議実施要領

第1 趣旨

この要領は、徳島県警察ブロック別警察署長会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 ブロックの編成

警察署のブロック別の編成は、次のとおりとする。

中央ブロック 徳島中央警察署 徳島名西警察署 徳島板野警察署 鳴門警察署 小松島警察署

西部ブロック 阿波吉野川警察署 美馬警察署 三好警察署

南部ブロック 阿南警察署 牟岐警察署

第3 幹事警察署

1 ブロック内の円滑な運営をはかるため、各ブロックに幹事警察署を置く。

2 幹事警察署は、次に掲げる警察署とする。

中央ブロック 徳島中央警察署

西部ブロック 三好警察署

南部ブロック 阿南警察署

第4 会議

1 ブロック内の警察署は、ブロック内における共通の問題について協議し、ブロック警察署相互間の連携を強化するとともに、警察本部と警察署及び警察署相互間の意思疎通を円滑にするために必要に応じて会議を開催するものとする。

2 会議は、幹事警察署の署長が警察本部長の承認を得て招集するものとする。

3 幹事警察署の署長は、必要により警察本部の部課長又は校長の出席を求めることができる。

第5 報告

幹事警察署の署長は、会議を開催したときは、別記様式により警察本部長に報告するものとする。

別記様式

年 月 日 徳島県警察本部長 殿 幹事警察署長 ブロック会議の開催について	
日 時	
場 所	
議 題	